

## 序章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 1 月 1 日、新市が誕生し、平成 18 年度に「活力と安心、歴史文化の薫る拠点都市」を新市の将来像として掲げた「二戸市総合計画（計画期間：平成 18 年度～27 年度）」が策定されました。

この総合計画における教育分野の施策の方向性として「地域を担う人を育てるまちづくり」が大きなテーマとして示され、二戸市教育委員会は、この方針を踏まえ平成 18 年度及び平成 22 年度に「二戸市教育振興基本計画（計画期間：各 5 年間）」を定め、生涯学習の推進や学校教育の充実など教育行政を推進してきました。

今般、「二戸市総合計画」及び「二戸市教育振興基本計画」が計画期間を満了することから、今年度、新たに策定される「二戸市総合計画」の示す方向性を踏まえ、「二戸市教育振興基本計画」を策定するものです。

なお、二戸市教育大綱は、本市総合教育会議において、本計画の基本目標と基本的方向性と同意義とされているものであることから、本計画書に教育大綱としても掲載しております。

#### 【 教育基本法 】

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 2 計画の性格

- ① 長期的展望に立った「二戸市総合計画」に基づき、本市教育行政の今後 5 年間の進むべき基本方向と施策を明らかにするものです。
- ② 市民に対し、今後の市の教育行政の目指す方向や施策の推進について周知を図るとともに、理解と協力を求めようとするものです。

### **3 計画の期間**

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の基本計画です。

### **4 計画の構成**

二戸市教育振興基本計画は、次の 4 章で構成します。

第 1 章 二戸市を取り巻く社会の変化

第 2 章 教育の主要課題

第 3 章 基本目標と基本的方向性

第 4 章 具体的な施策の内容

1 生涯学習の充実

2 学校教育の充実

3 社会教育の充実

4 芸術文化の振興

5 スポーツの推進

資料編 二戸市の教育統計

### **5 公表時期**

平成 28 年 3 月